

くしろ家畜衛生



第101号（令和2年1月号）

北海道釧路家畜保健衛所

年頭挨拶

所長 佐藤研志

令和2年の初めに当たり、皆様には日頃から当所の家畜衛生業務の推進に、ご理解とご協力をいただいておりますこと、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年の家畜衛生情勢を振り返りますと、釧路管内は牛のヨーネ病、サルモネラ症、BVD-MD等の発生はあったものの、全体的には平穏に推移したと思われます。これもひとえに生産者を含めた関係機関の皆様の協力によるものと認識しており、改めて感謝申し上げます。

国内では一昨年の9月からCSF（豚コレラ）の発生が続いており、これまで55例の発生が確認されています。まん延防止対策として発生した地域では、従来の飼養衛生管理基準の遵守に加えて、飼養豚へのワクチン接種も実施されていますが、感染拡大要因の一つとされている野生イノシシの感染も続いており予断を許さない状況です。北海道では養豚関係者と連携してウイルスを侵入させない対応を継続しています。また、海外に目を向けますと、東アジアではASF（アフリカ豚コレラ）の発生が継続しています。昨年9月には韓国でも発生し、国内に侵入するリスクは、依然として高い状況にあります。越境性感染症の侵入防止には、各農場において飼養衛生管理基準を遵守して病原体の侵入防止に努めていただくのはもちろんのこと、関係機関・団体及び行政が一丸となって、地域全体での衛生管理水準の向上を図っていくことが重要であると考えます。

当所としましても万が一に備え、初動防疫に必要な情報の把握や緊急体制の整備を継続していきますとともに、実践的な防疫演習等を通し、それぞれの地域の皆様方とともに危機管理体制の強化に努めて参ります。本年も当所の業務推進について、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

海外悪性伝染病に警戒を！ 旅行・帰省シーズン中国では春節で旅行客が増加
人の移動に伴う病原体の持ち込み注意！

ASF（アフリカ豚コレラ）

2019年9月 韓国でASF発生
2019年12月 アジアからの旅行客の手荷物
(豚肉製品)からASFウイルス分離
△国内空港摘発86例目！



チアノーゼ

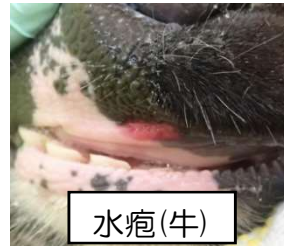


死亡

出典：農林水産省HP

口蹄疫

2019年1月 韓国、ロシア
3～7月 中国
10～12月 ミャンマー
△アジア各国で発生継続中



水疱(牛)



水疱(豚)

出典：農林水産省HP



海外から肉製品などを
不正に持ち込まないで！

関係者以外の**立入禁止**、**靴底消毒**、**車両消毒**の徹底で自衛を！

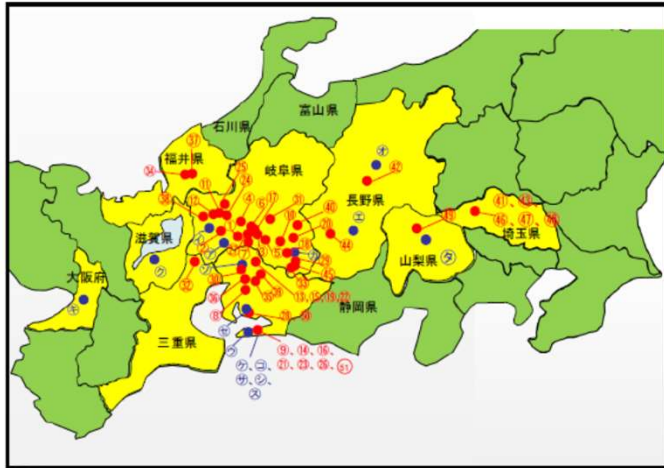


CSF(豚コレラ)侵入防止にご協力を！

※豚コレラの名称は豚熱（来年度閣議決定予定）に改名されます

CSFの防疫措置対応(概要)

令和元年12月18日 0時00分現在



これまで国内で55例発生

ワクチン接種後も本病が発生

終息の目処が立たない状況

CSF から農場を守るために

① 飼養衛生管理基準の遵守徹底



衛生管理区域、豚舎
への出入りの際の洗
浄・消毒の徹底



衛生管理区域専用の衣
服、
靴の設置と使用の徹底



飼料に肉を含む可能性が
あるときは、十分な加熱処理
摂氏90度・60分間以上
摂氏121度・3気圧・10分間以上

② ワクチン接種推奨地域の確認

※ ワクチン接種推奨地域が増えています（下線部）。随時確認を！

群馬県、埼玉県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、
三重県、滋賀県、茨城県、栃木県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、京都府、
奈良県

北海道には、これらの地域から生きた豚、精液などの移入はできません。

異状（発熱、食欲不振、元気消失等）を発見したら、急いで通報を！

牛サルモネラ症に注意！！

管内で *S. Dublin* (9 : g,p : -) 、 *S. Typhimurium* (4 : i : -) 、その他の血清型のサルモネラ症が計6件発生しました！！

今年度、届出伝染病に指定されているSDが1件、STが4件、その他の血清型 *S. Umbilo* (28 : e,n,x : z10) が1件、計6件の発生がありました。サルモネラ症の発生時期は夏～秋ごろが多くなりますが、冬期でも発生することはありますので注意が必要です。

本症の発生防止のために

- ▶ 農場出入口の石灰散布・畜舎出入口の踏み込み消毒槽の設置
- ▶ 野鳥鳥獣の侵入防止のための防鳥ネットやエサの管理等

まん延防止のために

- ▶ 餌槽や水槽、牛舎内のこまめな清掃
- ▶ 定期的な消毒等、飼養衛生管理基準の遵守



平成31年度 監視伝染病 発生状況

全国・道内
管内 平成31年1月～令和元年 9月
管内 平成31年1月～令和元年10月

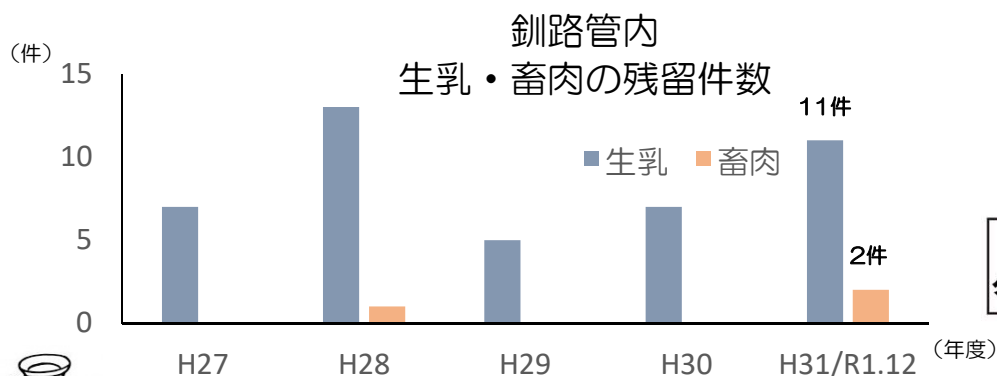
法定伝染病	動物種	管内	道内	全国
流行性脳炎	牛	0	0	1
ヨーネ病	牛	81	691	768
ヨーネ病	めん羊	0	2	2
ヨーネ病	山羊	0	0	6
CSF (豚コレラ)	豚	0	0	88
高病原性鳥インフルエンザ	鶏	0	0	0
腐蛆病	蜜蜂	0	0	53

届出伝染病	動物種	管内	道内	全国
牛ウイルス性下痢・粘膜病	牛	24	123	284
牛伝染性鼻気管炎	牛	0	11	34
牛白血病	牛	30	549	3429
牛丘疹性口炎	牛	0	0	18
牛流行熱	牛	0	0	7
破傷風	牛	0	6	75
破傷風	馬	0	1	1
気腫疽	牛	0	0	1
狂犬病	牛	23	90	174
狂犬病	豚	0	0	302
狂犬病	鶏	0	0	3
狂犬病	牛	4	4	7
馬鼻肺炎	馬	0	14	18
トキソプラズマ病	豚	0	0	43
豚繁殖・呼吸障害症候群	豚	0	0	42
豚流行性下痢	豚	0	5	673
豚丹毒	豚	0	73	81

抗菌性物質等残留事故が多発！！

令和元年12月現在

釧路管内では、**生乳・畜肉（と畜生）**の残留事故が多発しています。
また、抗菌性物質以外の薬剤にも出荷制限期間があるので、注意してください。

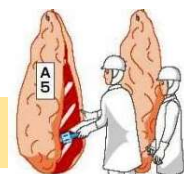


生乳への残留事故状況

No	発生日	主な残留事故理由
1	R1.6	治療牛の誤搾乳
2		治療薬の誤投与
3		休薬期間の確認不備
4	R1.7	治療牛の誤搾乳
5		治療牛の誤搾乳
6		治療牛マーキング不備
7	R1.8	乾乳予定牛の誤搾乳
8	R1.10	乾乳牛の誤搾乳
9		治療牛の誤搾乳
10		機械の故障による誤搾乳
11	R1.11	マーキング不備

畜肉の残留事故発生状況

No	発生日	主な残留事故理由
1	R1.8	治療薬剤への 出荷制限期間の認識不足
2	R1.10	投薬履歴の確認不足



○残留事故防止のための確認事項

- 複数の**マーキング**で識別
- **前搾**、出荷前の**確認検査**の実施
- 搾乳作業者間で**情報を共有**
- 治療牛の**隔離**
- **全ての分房**の生乳を廃棄
- 出荷前の**投与履歴の確認**
- 使用薬剤の**出荷制限期間確認**



残留針にも注意！！

道内では、と畜場において、注射針残留事故も発生しています。

- ✓ 注射時の十分な保定、破損した注射針は使用しない。
- ✓ 注射針が体内に残ってしまった場合は、注射部位にマーキングし、識別。
- ✓ と畜場搬入時は、注射針が残留している旨、と畜場職員へ伝える。

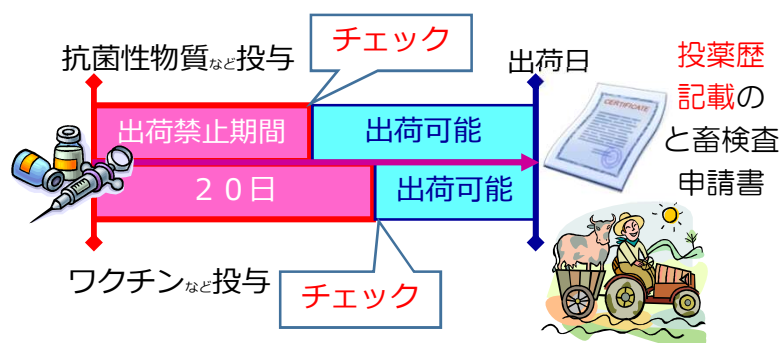
安全・安心な畜産物の 生産・流通にご協力ください

と畜場へ出荷した家畜の抗菌性物質残留疑い事例、ワクチン等を接種して20日以内の家畜をと畜場へ出荷した事例が発生中！

生産した畜産物が安全・安心な状態で消費者に届くためには、出荷先に投薬情報が確実に伝わるのが大切です。

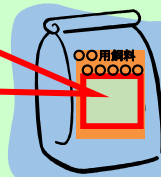
このため、家畜をと畜場へ出荷する時は、

- 1 投薬歴を確認し、
出荷禁止期間が終了していることを確認
- 2 ワクチンやツベルクリン等を接種したら、
20日以上経っていることを確認
- 3 と畜検査申請書には**必ず投薬歴を記載**



「テトラサイクリン系物質」 飼料添加物指定の取り消し

「アルキルトリメチル
アンモニウムカルシウム
オキシテトラサイクリン」
「クロルテトラサイクリン」



の2種類は、令和元年12月27日より飼料添加物の指定が取消され、**飼料添加物としての使用が禁止されました。**

これらを飼料添加物として含有する飼料を家畜に与えると、飼料安全法違反となりますので、ご注意ください。

薬剤耐性菌対策 やってます！

耐性菌が発生し、広がることを極力抑えつつ、抗菌性物質を有効に使っていくために、獣医師も生産者も製薬メーカーも含めて皆さんの協力がが必要です

動物用医薬品特例店舗販売業 販売指定品目から4品目除外

農林水産省の「『使用基準』が定められた動物用医薬品は、動物用医薬品特例店舗販売業における販売品目に適さない」との見解により、次の**4品目を販売指定品目から除外**することになりました。

サンマコー粉剤3% (田村製薬(株))
カンパス (フジタ製薬(株))
デラファックゴールド (フジタ製薬(株))
バンミンスーM (ピーヴィージー・ジャパン(有))

許可更新等に合わせ、各店舗の販売指定品目から除外することになりますので、ご注意ください。

未承認動物用医薬品 広告について法令遵守を

医薬品成分を含まないサプリメント等は、医薬品的な効能又は効果をうたった場合、動物用医薬品と判断されます。

また、動物用医薬品の承認を受けていない製品で医薬品的な効能や効果を広告したり、それを販売・授与した場合は同法違反です。

未承認の動物用医薬品などの広告方法について、法令遵守されているか再度ご確認ください。



犬のがんに
効いたんです

サプリメント

それ、
動物用医薬品
ですか？

病性検定手数料について

10月1日から手数料の一部単価が改定されています(色つけ部分)

項目	単価 R1.10月1日～
病理解剖検査	3,530 円
鏡検	770 円
一般培養	1,020 円
特殊培養	3,050 円
一般血清反応検査	780 円
特殊血清反応検査	3,060 円
病理組織学的検査	1,800 円
一般理化学的検査	1,290 円
特殊理化学的検査	2,830 円
特殊遺伝子学的検査	5,770 円
特殊血清・遺伝子学的検査	3,800 円
総合病性検定	6,560 円
証明書	500 円
特別診断(100km未満)	5,680 円
特別診断(100km以上)	12,490 円
器具・機械使用料	620 円

- ・検査目的、検査内容、個体情報等がわかるように搬入をお願いします(特に郵送の場合)
- ・証明書を必要とする場合、血統登録証等、名号の確認できる書類の提出をお願いします

2019年度 ヨーネ病検査 受付締切日

1月	10日(金)	24日(金)
2月	7日(金)	21日(金)
3月	6日(金)	19日(木)

ヨーネ病防疫推進のための 自主検査について

(公益社団法人北海道家畜産物衛生指導協会)

- ・定期報告を提出している農場が対象です。
- ・今年度は2月21日(金)の受付締切日が最終の見込みです。(その前に事業が終了する場合があります。)
- ・採血時に6ヵ月齢以上であることを確認してください



死亡牛BSE検査 ～死亡牛の取り扱いについて～

道内では死亡牛BSE検査対象牛にもかかわらず検査をしなかった事例が発生しています。

BSE検査を適正に実施するために、次の項目についてご協力をお願いします。

飼養者の皆様へ

- ・死亡牛の懸案を速やかに獣医師に依頼し死亡牛を搬出してください。
- ・耳標が脱落している死亡牛については、個体確認が可能な措置(牛体へ個体識別番号のスプレーによる記載やプレートの添付等)を行い、死亡牛処理業者に引き渡してください。

獣医師の皆様へ

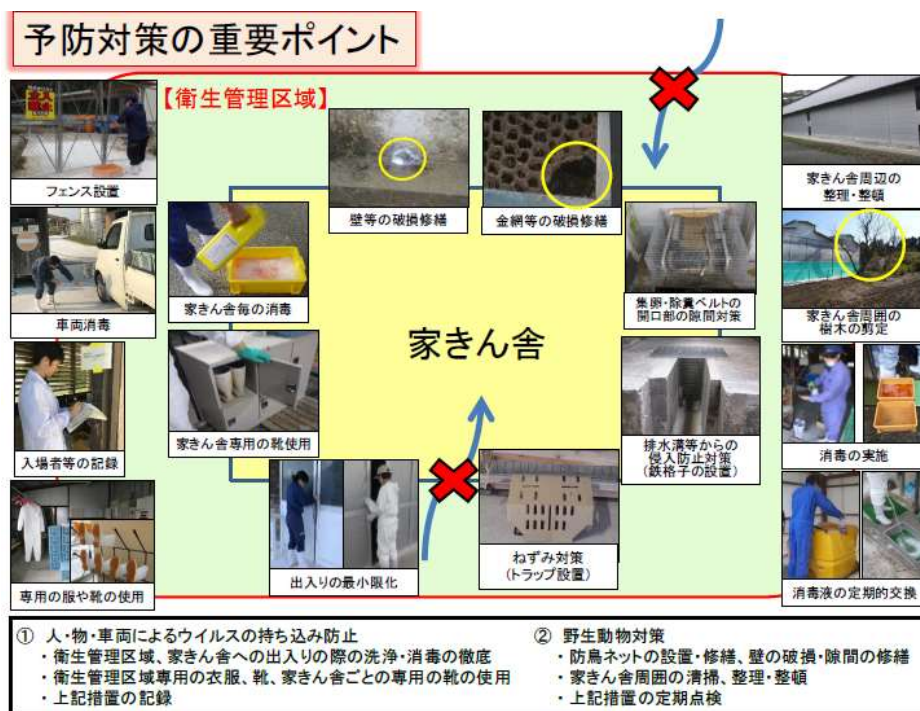
- ・死亡獣畜処理指示書を発行及び訂正した際には、速やかに家保にFAXをお願いします。
- ・死亡獣畜処理指示書には必要事項(生年月日、個体番号等)を正確に記載してください。
- ・届出伝染病と診断した際は、速やかに家保へ届け出るようお願いします。



令和元年11月以降、愛媛県、栃木県、奈良県、島根県で採取された野鳥の糞便より、低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されています。国外においては、台湾等で高病原性鳥インフルエンザ、韓国で低病原性鳥インフルエンザが継続して発生しており、

農場への侵入防止に万全を期すため、飼養衛生管理を徹底しましょう。

毎日の健康観察を
入念に！
特定症状を認めたら
すぐ通報を！



令和元年（2019年）9～12月、養鶏場において死亡羽数増加の通報があったことを想定し、高病原性鳥インフルエンザの防疫演習を実施しました。9月は総合振興局における指揮室立ち上げと対策会議、防疫作業員の動員、11月は家畜保健衛生所に仮想農場を設営し、通報の受理から立入検査、疫学調査、検体の運搬と情報伝達、12月は振興局の新採用職員を対象に防疫衣の着脱訓練を実施し、各作業の確認を行いました。今後も防疫演習を継続して実施し、万一の発生に備えていきたいと考えております。



防疫衣着脱

新採用職員の紹介

☆尾田 英之（おだ ひでゆき）指導専門員☆

令和元年10月1日付けで採用となりました。

私はお好み焼きともみじ饅頭が有名な広島県出身で、広島で親の家業を手伝っておりました。しかし、動物好きが昂じ、29歳で宮崎の大学に入り獣医師になりました。

私の北海道のイメージといえば、冬は寒いという事もありますが、やはり食べ物がおいしい！そして壮大な自然、それと何ととっても日本の畜産を支えているという事です。今、その中で働いている事に喜びを感じています。どうぞよろしくお願い致します。



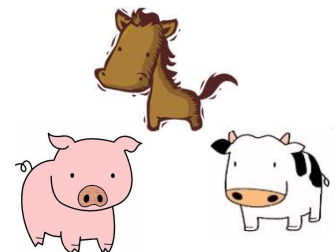
定期報告のお願い

家畜の所有者は、毎年飼養している家畜の頭羽数、飼養に係る衛生状況に関し、都道府県に報告することが義務づけられています。

対象家畜・報告期日

家畜（牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし）

令和2年 4月15日



家さん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）

令和2年 6月15日



定期報告書の提出先

上記の報告期日までに市町村の畜産担当あてに提出してください。
（提出しない場合は、過料が課せられることもありますのでご注意ください）

職員体制及び緊急連絡先

北海道釧路家畜保健衛生所 電話0154-57-8775

★休日・夜間の緊急連絡は、釧路総合振興局（電話0154-43-9100）へお願いします。

		所長	佐藤研志
		次長	山本慎二
指導課	課長	神間清恵	課長 室田英晴
	専門員	末永敬徳	主査（危機管理） 高木裕子
	専門員	林 美加	指導専門員 尾田英之 専門員 福田 寛
	専門員	廣川友弥（育児休業中）	専門員 山田真喜子 獣医師 佃 拓磨
		予防課	獣医師 互野佑香